

第2回策定委員会	資料3
平成29年10月24日	

第7期における介護保険施設等の整備について

1 介護保険施設等の整備計画の意義

介護保険法第2条第4項において、「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」と、できるだけ在宅での生活を実現すべき旨が謳われている。

しかし、心身の状況により、在宅での生活が困難な場合は、施設サービスや、その他これに近い性質を持つサービスを利用する必要があるが、無秩序な介護保険施設等の増を認めると入所希望者の奪い合いとなり、既存の介護施設の経営に影響を与えるほか安易な施設利用を誘発し、介護保険法の理念が疎かになるおそれがある。

このため、介護保険法においては、市町村介護保険事業計画やこれに基づく都道府県介護保険事業支援計画に介護保険施設等の整備量を明記し、計画的な整備を進めている。

2 各介護保険施設等の現状

※ 【 】内は、平成29年9月末現在の北本市内における施設数・利用定員を示す。

(1)介護保険施設

24時間、365日の介護が必要な要介護者のための施設である。

①特別養護老人ホーム【5施設・448人】

・生活施設であり、亡くなるまで入所している者が多い（いわゆる終の棲家）。介護保険法の改正により平成27年4月から、その入所が原則要介護3以上となった。

②介護老人保健施設【2施設・197人】

・医学的管理の下、主として在宅復帰のためリハビリテーションを行うことが想定された施設である。

(2)居住系サービス提供施設

介護保険の給付の仕組みの上では、「施設」ではなく在宅の延長として扱われるが、保険給付への影響から、介護保険施設に準じて整備計画を策定する必要がある。

①認知症高齢者グループホーム【4施設・90人】

・認知症の高齢者に対してケアを行う小規模な施設である。定員9人の共同生活住居（ユニット）を1ないし2持つ施設が一般的である。

・提供されるサービス（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）は、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに区分され原則として北本市内の施設は北本市の被保険者のみが利用できる。

②指定特定施設【6施設・282人】

特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームをいうが、これらの特定施設は、指定基準を満たすことで、都道府県介護保険事業支援計画で定める定員の範囲内で、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けられる。

[参考]平成 29 年 8 月分 介護保険事業状況報告

	要支援 1・2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
特別養護 老人ホーム	—	9	25	77	104	87	302
介護老人 保健施設	—	32	40	48	57	26	203
認知症高齢 者グループホーム	0	13	19	19	12	14	77
指定特定 施設	11	17	11	7	14	7	67

※北本市の被保険者に対する給付データから作成していることから、市外の施設に入所している北本市の被保険者を含み、市内の施設に入所している他市町村の被保険者は含まない。

3 介護保険施設等の整備量の設定

(1)北本市における高齢者人口等の推計

高齢化率は、平成 37 年に 3 人に 1 人となり、後期高齢者人口は、平成 27 年の 1.58 倍となる見込みとなっている。

年度	H27	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	H32 年	H37 年
総人口	67,409	66,968	66,528	66,087	65,647	65,207	62,250
高齢者人口	19,051	19,385	19,722	20,058	20,395	20,730	21,052
後期高齢者人口	7,979	8,456	8,935	9,413	9,892	10,370	12,592
高齢化率	28.3	28.9	29.6	30.4	31.1	31.8	33.8

※平成 29 年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した全国データ（平成 27 年国勢調査を基にした将来推計）について自治体ごとのデータの公表が平成 30 年 3 月であることから、厚生労働省の責任により先行して提供されたもの。

(2)要介護（要支援）認定者の推移

第1号被保険者の要介護認定率は、平成28年度の12.8%から平成32年度には、13.9%に上昇し、要介護3から要介護5の中重度の要介護認定者は、平成32年度には、1,006人と平成28年度と比べ166人増加する見込みとなっている。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
要支援1	312	308	346	358	374	386	435
要支援2	357	356	376	391	404	418	466
要介護1	473	518	554	570	588	605	692
要介護2	520	534	503	518	533	551	628
要介護3	329	335	370	388	405	423	479
要介護4	277	287	304	320	333	348	395
要介護5	193	218	216	222	229	235	263
合計	2,461	2,556	2,669	2,767	2,866	2,966	3,358
認定率	12.6	12.8	13.2	13.4	13.7	13.9	15.5

※厚生労働省の見える化システムにより算出。今後、最新のデータの取得により数値は、変動することがある。

(3)特別養護老人ホームの入所希望者について

平成29年度に埼玉県が実施した特別養護老人ホームの入所希望者調査によると、北本市の入所希望者は、平成25年度から毎年、減少していたが、平成29年度は、増加となった。

しかし、県内40市の中では、白岡市19人、和光市35人、蕨市37人、幸手市51の次となっている。

①入所待機者年度比較

平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
65	53	64	70	104

②入所待機者の入所希望時期と現在の状況

入所希望時期	在宅	医療機関	介護老人 保健施設	グループ ホーム	他の特別 養護老人 ホーム	その他	計
今すぐ	21	8	2	3	2	3	39
1年以内	2	1	2	0	0	0	5
1年先以降	6	0	0	0	0	2	8
入所希望なし	5	1	2	1	1	3	13
計	34	10	6	4	3	8	65

(4)第7期計画期間中の整備数の設定

第6期の整備計画は、表1のとおりであったが、第7期の整備計画は、表2のとおりとする。

表1

単位（床、定員、事業所数）

	第5期計画 (平成26年度末現在)	第6期計画における整備目標	増減	合計 (平成29年9月末現在)
介護老人福祉施設	448	140	0	448
介護老人保健施設	197	0	0	197
認知症対応型共同生活介護	90	0	0	90
特定施設入居者生活介護	83	145	199	282
小規模多機能型居宅介護	93	25	▲21	72
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	1	1

※小規模多機能型居宅介護については、1事業所が、廃止されたことに伴い、定員が減少した。

表2

単位（床、定員、事業所数）

	第6期計画 (平成29年度末現在)	第7期計画における整備目標	合計
介護老人福祉施設	448	0	448
介護老人保健施設	197	100	297
認知症対応型共同生活介護	90	18	108
特定施設入居者生活介護	282	0	282
小規模多機能型居宅介護	72	29	101
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	1
認知症対応型通所介護	0	1	1

※介護老人福祉施設については、今年度内に第6期計画分として県で採択された場合、整備される場合がある。

施設形態ごとの整備方針・整備目標は、以下のとおりである。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホームの整備については、県が、市町村及び大里広域市町村圏組合の整備意向や入所希望者数の動向等を踏まえ、老人福祉圏域ごとに整備枠を設定して行うものとしている。

北本市の特別養護老人ホームを取巻く状況は、特別養護老人ホームの整備及び特別養護老人ホームの入所が、原則要介護3以上となったことが影響してか、現在、ユニット型個室においては、空床がある。

介護施設においては、介護職員の確保が困難となっており、過剰な整備は、市域全体の介護職員の不足を招く恐れがあり、新設は行わない。

②介護老人保健施設

介護老人保健施設の入所者は、特別養護老人ホームの入所基準の見直しの影響からか、見直し前の平成27年3月の160人から平成29年8月の203人と26.9%増加している。

北本市では、多床室の施設とユニット型個室の施設が、各1施設あるが、料金面で多床室への入所の要望が高く、現在、満床であり、特に男性が入所しづらい状況となっている。

また、今後、後期高齢者や認知症高齢者の増加により、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加する見込みとなっているほか、「医療機能の分化・連携の推進に伴って生じる介護施設の追加的需要への対応」の受け皿としても考慮する必要があるため、1施設100床を整備することとする。

③認知症高齢者共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者グループホームは、特別養護老人ホームの入所基準の見直しの影響からか、見直し前は、かなりの空床があったが、現在は、4施設とも満床となっている。現在、入所を希望する方は、近隣市にある施設を、施設所在地の市と協議のうえ、利用させていただいており、昨年度1名、今年度に入ってから2名の被保険者が利用している。また、相談中の被保険者が、2名いる。

また、今後、認知症高齢者が増加する見込みとなっており、その受け皿として1施設、18床整備することとする。

④特定施設入居者生活介護

現在、多くの空床があり、過剰となっているため、市としては、整備しない方針であるが、埼玉県介護保険事業支援計画で定める定員の範囲内であれば、整備されることがある。

⑤小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスである。

北本市においては、本事業所を計画的に整備し、4施設となったが、このうち、1施設が、平成29年7月で経営破綻したため、現在3施設となっているため、1か所整備する。

⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているため、平成24年度に創設された介護保険サービスである。

北本市においては、平成28年3月に県と連携して整備を行った。利用者は、現在、10人前後で推移しており、定員の上限はなく、第7期中のサービス見込量は、既存の事業所で受け入れ可能であるため、新設は行わない。

⑦認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症と診断された高齢者が、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練を日帰りで受けられる施設である。

北本市においては、現在、当該施設は整備されていないため、本市の被保険者3名について施設所在地の市と協議した。

今後の認知症高齢者の増加と若年性認知症の方の対応を勘案し、在宅で暮らす認知症の方を支える施設として、1箇所を整備する。